

横浜市陶芸センター
指定管理者選定評価委員会

審査報告書

令和3年8月

1 経緯

横浜市陶芸センターの指定管理者の候補者（以下、「指定候補者」という。）の選定にあたり、横浜市陶芸センター指定管理者選定評価委員会（以下、「選定評価委員会」という。）は、「横浜市陶芸センター指定管理者公募要項」（以下、「公募要項」という。）に基づき、応募者の提出書類の審査及び面接審査を行いました。

このたび、選定評価委員会による審査が終了し、選定評価委員会として指定候補者を選定しましたので、「横浜市本牧市民公園内の体験学習施設（横浜市陶芸センター）指定管理者選定評価委員会運営要綱」第10条に基づき、ここに審査結果を報告します。

2 横浜市陶芸センター指定管理者選定評価委員会 委員

	氏 名	所 属 等
委員長	豊福 誠	東京藝術大学美術学部 名誉教授
委 員	加世田 恵美子	特定非営利活動法人 市民セクターよこはま 理事
委 員	花里 麻理	茨城県陶芸美術館 学芸課長
委 員	古本 悦子	税理士

3 審査の経過

令和3年4月7日	令和3年度第1回選定評価委員会（委員長の選出、公募要項等の確定等）（傍聴者 なし）
令和3年4月23日～	公募要項の公開（文化観光局ホームページ掲載）
令和3年4月23日～5月12日	公募説明会及び現場説明会の参加申込の受付
令和3年5月14日	公募説明会及び現場説明会の開催（参加 1団体、2名）
令和3年5月14日～5月28日	公募に関する質問の受付
令和3年6月11日	公募に関する質問の回答
令和3年5月14日～5月28日	応募登録の受付
令和3年6月30日及び7月1日	応募書類の受付

令和3年8月16日	令和3年度第2回選定評価委員会(提出書類の審査及び面接審査、指定候補者の選定)(傍聴者なし)
-----------	--

4 応募者

次の1団体から応募がありました。

シンリュウ株式会社

5 応募者の提出書類審査及び面接審査の実施

令和3年度第2回選定評価委員会では、公募要項においてあらかじめ定めた「評価基準項目」(別添)に従って、応募者の提出書類の審査及び面接審査(応募者によるプレゼンテーション及び質疑)を行い、指定候補者の選定を行いました。

点数は、各委員の持点を220点とし、最低基準点(加減点項目を除く1～6の評価基準項目の合計200点満点の6割以上)未満の場合、指定候補者として選定しないこととしました。委員は4名のため、総計は880点です。

6 応募者の応募条件の審査

応募団体について、応募書類により、公募要項に定める応募の資格を有し、かつ制限事項に該当しないことを確認しました。

7 審査結果

審査結果は以下のとおりです。

項目	配点 (1名あたり)	最低 基準点	委員A	委員B	委員C	委員D	合計点
1 団体の状況	10		8	8	8	7	31
2 指定管理業務実施にあたっての基本的な方針	20		15	16	18	18	67
3 職員配置・育成	20		14	14	15	18	61
4 事業計画(施設の使命を達成するための提案)	105		72	75	85	96	328
5 収支計画及び指定管理料	30		28	22	24	27	101
6 その他	15		12	12	11	12	47
小計	200	120	149	147	161	178	635
その他(加減要素)	20		8	5	8	10	31
小計(加減要素含む)	220		157	152	169	188	666
合計	委員計 880点	666					

なお公募要項に、指定候補者及び次点候補者となるためには、選定評価委員会の定める最低基準点（加減点項目を除く評価基準項目の合計 200 点満点の 6 割以上）を満たすことが必要である旨の記載があります。今回、4 名全ての委員の採点がこの基準を満たしております。以上の結果、次のとおり指定候補者を決定しました。

指定候補者	シンリュウ株式会社
-------	-----------

8 応募団体に対する講評

市の文化政策及び施設の使命を理解するとともに、3 期 15 年で培われたノウハウを活用し、利用者に寄り添った実効性の高い提案となっています。

組織体制に関しては、提案された業務量を勘案すると、安定した施設運営が継続できるよう検討する余地があると考えます。

財務の状況について、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けていますが、新規顧客層の需要は今後回復の兆しもあることから、コロナ終息後においては収益の改善も見込まれるものと考えます。このため、財務状況は指定管理者として適当であると考えます。

施設の使命に対しては、既存の事業をベースとして、初心者の興味を引き出し、また、陶芸愛好家の満足度がより上がるよう講座の充実をさらに図っている点を評価します。センターを利用する機会の少ない世代の興味を引くような取組も期待します。また、デジタルアーカイブ等の情報発信等についても提案されていることに関連し、オンライン環境の整え、センターのアピールなどの新しい取組も期待します。

9 選定における総評

応募団体であるシンリュウ株式会社は、陶芸用品の販売を始めとした、陶芸関連の専門会社であり、かつ、これまでの実績と経験に基づく利用者のニーズを反映した提案となっており、次期指定期間の着実な運営が見込めます。

一方、現行のスタッフ数で既存事業に加え、新規の講座やオンラインでの情報発信など、新たな業務が増える提案となっているため、持続可能性を高める施設運営について検討を継続することを求めます。

コロナ禍において、文化芸術活動が難しい状況にあるなかで、社内の財務状況の冷静な分析に基づく経営や、新たな人材の登用に取り組んでおり、前向きな姿勢を高く評価します。

対応力のある組織だからこそ、これまでの価値観にとらわれない、新たなアイデアで陶芸のおもしろさの発信を期待します。

評価基準項目

項目	主な審査の視点	主な確認項目	配点
1 団体の状況			10
(1) 団体の状況（財務状況含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・団体が、公の施設の管理運営者としてふさわしい団体であるか ・団体の財務状況（事業収益性、経営安定性、借入余裕度等）が健全であるか 	様式 10、11	10
2 指定管理業務実施にあたっての基本的な方針			20
(1) 指定管理業務実施にあたっての基本的な方針	<ul style="list-style-type: none"> ・市の文化政策及び施設の使命を理解した上で、基本的な方針を定めているか ・施設の使命を果たすために適切な方針となっているか 	様式 12	10
(2) 応募理由	<ul style="list-style-type: none"> ・応募理由が、市の施策や地域の特性、施設の設置目的を十分に理解した妥当性・具体性のあるもので、公益性の高いものか ・施設運営・管理・事業実施に熱意が感じられるか 	様式 13	10
3 職員配置・育成			20
職員の確保、配置及び育成	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定者の能力・資質の考えが適切であるか（業務の基準に定める「責任者に期待する役割」を果たし、文化事業の企画・実施や施設管理を的確に行える想定か） ・配置予定者は当該ポジションに適切な人物か。職種や責任体制等は適切に考えられているか。 ・スタッフの育成に関する考え方が適切か ・事件・事故、災害等の対応に対して具体的な対応ができる体制が考えられているか ・5年間の指定期間を見据えた配置及び育成計画となっているか。 	様式 14、15	20
4 事業計画（施設の使命を達成するための提案）			105
「使命1：陶芸に親しむ機会を提供する」を達成するための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。 ・提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。 	様式 16	25
「使命2：市民の主体的な作陶活動を支援する」を達成するための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。 ・提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。 	様式 17	25
「使命3：陶芸を媒介としたネットワーク構築を推進する」を達成するための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。 ・提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。 	様式 18	25
「使命4：持続可能性を高める施設運営を行う」を達成するための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。 ・提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。 	様式 19	25
「使命5：新型コロナウイルス感染症の影響を想定し、施設運営を継続する」を達成するための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・提案された取組によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。 	様式 20	5

5 収支計画及び指定管理料			30
(1) 利用料金の考え方と具体的な料金設定、支払方法や割引料金・減免等の運用方法の考え	・利用料金等が適切・適正であり、利用者増を見込めるか	様式 21-A、21-B	10
(2) 指定管理料のみに依存しない収入構造、経費削減等効率的運営の努力	・指定管理料のみに依存しない収入構造となっているか ・経費削減等効率的運営の努力の考えが具体的か	様式 22	10
(3) 5年間の収支及び収支バランス（指定管理料の提案含む）	・利用者サービスのための経費や修繕費の配分など、施設の特性や課題に応じた費用配分となっているか ・収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか ・5年間の収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。	様式 23	10
6 その他			15
(1) 施設全体の運営に対するアイデア・ノウハウの一層の活用	・業務の基準に定める「陶芸センターの使命」に照らして、妥当であるか、実現が可能か。 ・市民理解が得られる公益性があり、かつ収入確保につながる提案内容か。	様式 24	5
(2) 市の重要政策課題への対応	・市の重要政策課題（個人情報保護、情報公開、人権尊重、環境への配慮、障害者差別解消、男女共同参画、市内中小企業優先発注）への団体の対応状況は適切か。	様式 25	5
(3) 提案書全体に対する評価	・提案書は正確かつ明瞭に記載されているか。		5
小計 (A)			200
その他（加減要素）			±20
(1) 市内中小企業等であるか 【必須評価基準項目】	市内中小企業等 ・市内中小企業 ・中小企業等協同組合法第3条に規定する事業協同組合、事業協同小組合及び信用協同組合のうち、市内に住所を有する者 ・地域住民を主体とした施設の管理運営等のために、地域住民を中心に設立された団体 ※共同事業体の場合は、代表団体が市内中小企業等であること。		10
(2) 前期の管理運営の実績 (現在の指定管理者のみ)	・第三者評価の結果が優秀であり、要求水準を上回っていたか。(要求水準を下回った場合は、減点対象) ※選定時に評価された特筆すべき提案を達成したか。(達成できなかった場合は、減点対象)	第三者評価結果	-10 ～ +10
小計 (B)			20
合計 (C = A + B)			220

※大項目1～6の合計点（200点）を満点とする。